

証券コード 5386

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

愛知県半田市州の崎町2番地12

株式会社 鶴 弥

代表取締役社長 鶴 見 哲

第58期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.try110.com/news/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県半田市州の崎町2番地12 当社本社4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第58期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

<株主提案>

第2号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日、代理人により議決権を行使される場合は当社の定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（代理人の議決権行使書用紙、委任状、委任者本人の議決権行使書用紙もしくは身分証明書（印鑑証明書・パスポート・運転免許証等））のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎当日、当社ではクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

●書面による議決権行使 ●「スマート行使」によるご行使 ●パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時到着分まで

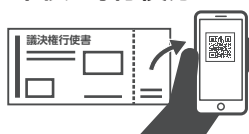


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

詳細につきましては4頁
をご覧ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては5頁
をご覧ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては6頁
をご覧ください。

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2025年6月24日(火曜日)

午前10時00分

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面(郵送)とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

第1号議案は、第2号議案と相反する関係にございますので、書面またはインターネット(「スマート行使」を含む)により、いずれの議案にも賛成の議決権を行使されますと、当該議決権の行使は無効となりますのでご注意ください。

● 書面による議決権行使 ●

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権
行使
期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議 決 権 行 使 書		議決権行使書用紙	
株主番号			
株式会社 鶴 弥 御中			
私は、2025年6月24日開催の貴社第5回定期株主総会（取締役会または監事会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。 2025年6月 日		（ご注意）株主提案については、当該取締役会または監事会に賛成または反対の意思表示を「賛」または「否」の欄に○印でご表示ください。 第1号議案と第2号議案は別々の議決権行使書に記述する必要があります。この議決権行使書に記述した場合は、議決権行使を全て無効と取り扱います。	
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。 株式会社鶴弥		お 願 い - 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月23日午後5時までに到着するように郵送ください。 - 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 - 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面に記載のウェブサイトにアクセスし2025年6月23日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送する必要はありません。	
インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずそのまま会場受付にご提出ください。		スマートフォン用 議決権行使 QRコード ※裏面に記載のウェブサイトにアクセスしてください。	

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

第2号議案は株主様からのご提案です。
取締役会としてはこの議案に反対しております。
詳細は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照ください。

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案（会社提案）

- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

第2号議案（株主提案）

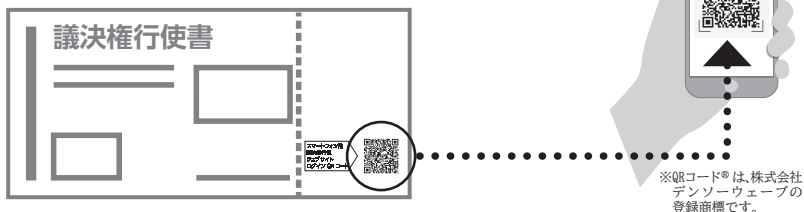
- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

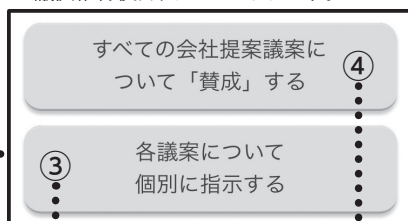
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



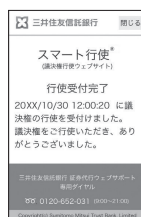
表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



④会社提案議案について「賛成」、株主提案議案について「反対」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

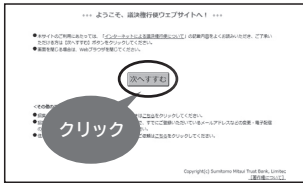


一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

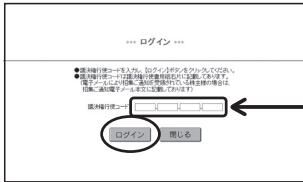
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

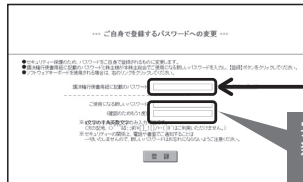


議決権行使コード



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「すべての会社提案議案について「賛成」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調となる一方、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢による資源やエネルギー価格の高止まり、国内物価上昇に加えて米国の通商政策の動向、金融資本市場の変動など、先行き不透明感が強くなって参りました。

また、当業界におきましては、持家着工戸数が前年同様依然として低水準で推移しており、物流コストや人件費高騰も建築コスト上昇を後押しし、高価格帯の注文住宅の需要減退要因となり、他素材と比較して高付加価値な屋根材である粘土瓦にとっては厳しい状況が継続しております。

このような経営環境のもと、当社では、2024年7月より製品価格の改定を実施し、適正取引価格の浸透を図る一方、住宅会社への新規採用など、営業活動を推進した結果、売上高につきましては、前年同期比7.0%増の6,815百万円となりました。

一方、損益面につきましては、各種物価上昇の影響から、前年同期比で原材料・エネルギーコストを中心とした費用増が幅広く製造原価を押し上げたことに加え、人材確保や教育研修といった人的投資の増加がありましたが、販売量に応じた柔軟な生産体制、人員の適正配置やエネルギー利用の最適化といった生産性向上に努めつつ、製品品質の向上や歩留改善にも引き続き注力して参りました。

この結果、当事業年度における売上原価率は、前年同期比0.8ポイント減の73.7%となり、売上総利益は前年同期比10.3%増の1,789百万円となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続的なコスト削減を行いました、物価上昇影響から、運送費や消耗品費、パレット費用等が増加し、前年同期比5.5%増の1,603百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6,815百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益185百万円（前年同期比79.6%増）、経常利益455百万円（前年同期比127.9%増）、当期純利益121百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

なお、当事業年度には、生産設備（本社工場第3ライン）の減損損失244百万円を特別損失に計上しております。本件の詳細は2025年4月28日に公表いたしました「特別損失（減損損失）の計上並びに業績予想の修正及び配当予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、191百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における増資あるいは社債の発行はありません。

(4) 対処すべき課題

当事業年度における住宅産業界の景況感は、景気動向の先行き不透明感に加え、資材高や人件費の高騰から持家着工戸数が依然として低水準で推移するなど、厳しい環境下にあり、加えて円安・物価上昇の影響も顕在化しております。この状況下、当社では、中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を策定し、「挑戦～未来と自分を変えられる～」をビジョンとして、下記の行動指針を軸に具体的施策を進め、全てのステークホルダーからの信頼を得ることで企業価値の一層の向上を目指しております。

① 粘土瓦事業の進化と深化

市場ニーズを捉えた新製品開発、販売量確保と生産性向上による収益性の安定化

② 陶板事業の拡大

全社を挙げた取り組みの本格化と事業採算性の確保

③ 新領域への挑戦

海外市場を含めた既存事業領域に留まらない事業展開の推進

④ 経営基盤の強化

組織・人材の強化と挑戦意識向上

当事業年度は、特に粘土瓦事業について、製品価格の改定による適正取引価格の浸透やコスト削減に努め、185百万円の営業利益を計上いたしました（前事業年度営業利益103百万円）。

今後につきましては、陶板事業・新領域への展開を進めるとともに、引き続き一層のコスト削減や資産の有効活用を進め、利益体質の改善を図っていく所存であります。また、強固な経営基盤を維持・拡大することを目標に、企業として高いモチベーションを持って、事業活動を拡充していくための施策を推進してまいります。

また、当社では、サステナビリティ・ビジョンとその達成に向けての具体的項目を策定し、持続可能な開発目標（SDGs）達成への取り組みを継続・強化しております。

当事業年度においては、このサステナビリティ・ビジョンの達成に向け、①天然資源の有効活用やCO₂排出量削減の側面から、生産歩留り向上への取り組み、②日本の住文化を守ると同時に、安全かつ強靱（レジリエンス）な住居の提供に

貢献するという側面から、2023年10月より開始したWEBメディア「ヒトツチ」において、著名建築家によるトークイベントを開催する等の活動を進めました。

<サステナビリティ・ビジョン>

当社は、生活の基盤である「住まい」に関わる企業として
 安心・安全な製品を皆様にお届けするという事業活動を進め
 同時に、ジェンダー平等や自然環境への配慮といった項目を中心に
 従業員をはじめとしたすべてのステークホルダーからの期待に応えることで
 持続可能な社会、循環型社会の実現に貢献します

<達成に向けての具体的項目>

- ① 鶴弥は日本の住文化を守ると同時に、安全かつ強靱（レジリエンス）な住居の提供に貢献します
- ② 鶴弥はジェンダー平等を達成し、安全で働きがいのある職場づくりを進めます
- ③ 鶴弥は生産活動における環境への影響を低減し、低炭素社会の実現と地球環境との共生を進めます
- ④ 鶴弥は限りある天然資源の有効活用、循環型社会の構築に貢献します

(5) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第55期 (2022年3月期)	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	7,739	7,143	6,369	6,815
経常利益(百万円) (または経常損失△)	189	△104	199	455
当期純利益(百万円) (または当期純損失△)	128	△90	127	121
1株当たり当期純利益 (または1株当たり当期純損失△) (円)	16.84	△11.88	16.64	16.01
総資産(百万円)	15,728	15,436	15,843	15,670
純資産(百万円)	11,724	11,596	11,891	11,914
1株当たり純資産額 (円)	1,531.66	1,514.90	1,553.48	1,583.76

(注) 第58期（当事業年度）の事業の状況につきましては、前記7頁の「事業の経過及びその成果」のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は、粘土瓦の製造・販売、屋根工事の請負・施工、陶板壁材の製造・販売及び建築資材の開発・販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を行っております。

製品…………… J形粘土瓦・F形粘土瓦・陶板壁材

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業所及び営業所・工場 (2025年3月31日現在)

本社……………	愛知県半田市	北陸支店……	富山県小矢部市
仙台営業所…	宮城県仙台市	本社工場……	愛知県半田市
西尾工場……	愛知県西尾市	衣浦工場……	愛知県半田市
阿久比工場…	愛知県知多郡阿久比町		

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	29名減	45.7歳	18.9年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	550百万円
株式会社みずほ銀行	350
株式会社三菱UFJ銀行	200
信金中央金庫	200

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,767,800株（自己株式 244,916株を含む。）
(3) 株主数 2,686名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鶴 見 哲	1,551千株	20.6%
有 限 会 社 ト ラ イ	727	9.6
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	308	4.0
遠 山 和 子	233	3.0
水 元 公 仁	209	2.7
株 式 会 社 S B I ネ オ ト レ ード 証 券	201	2.6
南 條 宏	180	2.3
株 式 会 社 石 川 時 鐵 工 所	135	1.7
岡 崎 信 用 金 庫	132	1.7
立 花 証 券 株 式 会 社	131	1.7

- （注） 1.持株比率は、自己株式（244,916株）を控除して計算しております。
2.当社は、自己株式（244,916株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鶴 見 哲	代 表 取 締 役 社 長	
満 田 勝 己	常務取締役（管理本部担当）	
角 森 一 夫	取 締 役（営業本部担当）	
根 崎 尚 樹	取 締 役（製造本部担当）	
高 垣 俊 壽	取 締 役	有 限 会 社 高 垣 経 営 技 術 代表取締役
松 本 俊 介	監 査 役（常勤）	
鶴 見 秀 夫	監 査 役	鶴見法律事務所 弁護士
高 須 光	監 査 役	税 理 士 法 人 高 須 会 計 事 務 所 代表社員

- (注) 1. 取締役高垣俊壽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松本俊介氏及び監査役鶴見秀夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松本俊介氏は、管理部門の要職を長年にわたり歴任しており、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に従事していたことから、この分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高須光氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役高垣俊壽氏、監査役松本俊介氏及び監査役鶴見秀夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当社は定款にて、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりますが、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役とは責任限定契約を締結しておりません。

(2) 執行役員の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
加 藤 正 司	執 行 役 員	開発部長
竹 内 正 仁	執 行 役 員	製造技術部長
佐 伯 功	執 行 役 員	西尾工場長兼衣浦工場長 兼生産統括室長

(3) 取締役及び監査役の報酬等 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取 締 役 (うち社外取締役)	105 (3)	96 (3)	-	8 (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (10)	12 (10)	-	0 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117 (13)	108 (13)	-	9 (0)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬限度額を、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で決議いただいております。

当社は、取締役及び監査役の報酬等につきましては公正性と透明性を確保するため、代表取締役1名と独立役員3名とが意見調整を行い、各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、以下のルールに基づき相当と判断される金額（取締役及び監査役全員の固定報酬及び業績連動報酬）を答申し、それに基づき取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役の協議により決定することとしております。また、この決定方針を取締役会で決議しております。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役1名と独立役員3名とが、客観性をもって公正に検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は取締役の報酬と業績等の連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることに繋がると考え、当社の取締役に対して、2025年4月18日開催の取締役会において、翌事業年度（2026年3月期）において業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）につき、下記の算定方法に基づき支給することを決議し、監査役の過半数より当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を入手しております。

1. 取締役

- ① 月額報酬は定額とする。
- ② 業績連動給与は役員規定に基づき算定し、毎年一定の時期に支給する。

（算定方法）

a 算定指標

当該事業年度における営業利益とする。

b 支給条件

当該事業年度における業績連動給与の控除前営業利益額が200百万円以上の場合に支給することができる。ただし税引前当期純損失の場合は支給しないものとする。

c 支給総額

業績連動給与総額の確定限度額は2,000万円とする。

d 営業利益額別調整係数

営業利益額別調整係数は次のとおりであります。

営業利益額（百万円）	調整係数
200～249	1.0
250～299	1.1
300～349	1.2
350～399	1.3
400～449	1.4
450～499	1.5
500～549	1.6
550～599	1.7
600～	1.8

※営業利益額は1百万円未満切り捨て

e 算定式

各取締役の業績連動給与の算定式は次のとおりとする。ただし、役員報酬月額額の2ヶ月分を超えないこととする。また、千円単位未満の端数については切り捨て処理するものとする。

各取締役の業績連動給与＝各取締役月額報酬×調整係数

③ 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

2. 監査役

① 月額報酬は定額とする。

② 退職慰労金は役員規定に基づき算定し、退任時に支給する。

3. 非常勤役員

① 月額報酬は定額とする。

なお、上記に記載のとおり、業績連動報酬の上限は固定報酬の2/12を超えないこととしております。

一方で、業績連動報酬に係る指標は、営業利益額であり、当該指標を選定した理由は、経営上の目標及びその達成状況を判断するための客観的な指標として、装置産業である当社の事業内容を鑑みると、営業利益額が適しているためです。

当事業年度は2024年4月19日開催の取締役会にて決定した業績連動給与（業績連動報酬）の支給条件を満たしていない（営業利益目標200百万円以上に対して、実績185百万円）ことから、業績連動報酬の実施はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

i 取締役高垣俊壽氏は、有限会社高垣経営技術代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ii 監査役鶴見秀夫氏は、鶴見法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高 垣 俊 壽	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。 社外取締役に就任以降、経営コンサルタントとしての長年の経験と実績等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された経営会議に12回（100％）出席し、客観的・中立的立場で当社の経営課題に携わり、当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与してきました。
監査役	松 本 俊 介	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会7回全てに出席し、管理部門業務の経験を活かし、財務及び会計に関する専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	鶴 見 秀 夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、監査役会7回のうち6回に出席し、弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について次のとおり決定し、これを「経営管理総則」に定め全社に周知徹底を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、行動指針など経営管理に関する基本事項を「経営管理総則」（2005年6月1日制定）に定め、役員等（「役員及び従業員を指す」以下同じ）に本総則の内容を周知徹底することによって、各役員等は社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、公正な競争を通じて業績を向上させ、かつ、社会的良識をもって行動するよう努める。
- ② 当社は、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を就業規則に明文化し、内部通報者の保護を図るとともに、不正・不法行為の早期発見と是正に努める。
- ③ 当社は、反社会的勢力等への対応に関する行動指針及び社内規定を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、顧問弁護士や警察等とも連携し、次のとおり、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - i 社長は、「社会的秩序を乱すような反社会的勢力を断固として排除すること」を行動指針に掲げ、社長自らこの指針を実践し、より健全な経済・社会の発展に貢献する。
 - ii 当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては断固として対決する。
 - iii 役員等は、一人ひとりが得意先等との意思の疎通を、不祥事の防止、法令及び社内規定の遵守等を徹底し、トラブルを未然に防止するよう努める。
 - iv 当社は、反社会的勢力の介入を未然に防止するために、その介入時の対応を社内規定に定め、役員等が毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に介入する隙を与えないよう努める。

- ④ 当社は、内部監査人による自主監査を実施し、役員等の関連法規や社内規定の遵守状況とリスク管理を目的とした内部統制システムの整備状況を継続的に検証する。

【運用状況】

行動指針の順守を徹底するとともに、内部統制システムの適切な運用により、法令・定款等に則って職務を遂行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、取締役会、経営会議等の議事録に特定し、議事録は法令又は社内規定に規定する方法で作成し、適切に保管及び保存する。
- ② 取締役及び監査役は、それらの情報を必要の都度閲覧することができる。

【運用状況】

各種規定に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社のビジネスリスクの管理方法の基本は、「経営管理総則」に規定する。
- ② 当社は、損失のリスク管理に関して、鶴弥マネジメントシステムを構築することで、社内に安全衛生委員会（又は安全衛生推進委員会）、経営会議等の会議体を設置し、品質の向上、環境の保全、安全衛生の向上を図る。
- ③ 各部門におけるビジネスリスクや情報セキュリティはそれぞれの部門で管理し、重要リスクが発生した場合には、取締役会に報告し、そこで対処方法を審議する。
- ④ 組織的なビジネスリスクや不測の事態が発生した場合には、「経営管理総則」に規定する経営危機管理又は地震等被害対策の規定に従い対処する。

【運用状況】

リスクの発生可能性につながる事項について社内で情報共有し、リスクを事前に回避し、またリスク顕在化時にも影響が最小限となるよう、業務を遂行しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定を迅速に行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規則に従い、毎月、定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催する。
- ② 当社の経営に関する重要事項については、必要に応じて、社長の諮問機関である経営会議や経営危機対策委員会等の審議を経て、取締役会がその執行を決定する。担当取締役は取締役会が決定した業務の執行状況について、取締

役会に適宜の方法で報告する。

【運用状況】

取締役会並びに経営会議において業務の分担を受けた取締役が毎月業務執行状況の報告を行っております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は、経営に影響を与える業務活動に従事する全社員に対するレベルの枠組と教育訓練制度並びに人事考課制度を計画的に確立する。
- ② 当社は、財務報告適正性を確保するための業務管理体制を「業務管理方針」に基づき整備し、主要業務の社員用業務マニュアル化と責任と権限の明確化を推進する。
- ③ 社内規定及び関係法令の整備を行う。

【運用状況】

個人情報保護教育、情報セキュリティ教育を含む教育訓練制度によってコンプライアンスの啓発を推進し、法令及び定款を遵守するための取り組みを進めております。また、人事考課制度、社内規定の整備を継続的に取り組んでおります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役監査に支障をきたす事態が発生し、監査役会から監査役の職務を補佐する専従社員の配置要請がある場合には、内部監査室に監査役監査の補助に専念できる、取締役の指揮命令系統から独立した専従社員を配置する。
- ② 当社は、監査役の職務を補佐する専従社員の人事異動、人事評価並びに懲戒処分に関し、監査役会の同意権を明確にする。

【運用状況】

常勤監査役と人事担当の責任者が常に情報共有を密にしており、監査役会の要請に対して迅速に対応するようにしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令又は定款に定める事項に加え、業務の遂行上重大な影響を及ぼす事項や内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役が監査役監査の判断を下すうえで必要とする事項について、遅滞なく、報告又は情報の提供を行う。

【運用状況】

監査役が社内の重要会議に出席し、社内の情報共有を行っております。また、監査役への報告については、就業規則の通報者の保護規定を適用し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いとすることを禁じております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、監査役監査を実効的に行うために、上記「(6)」及び「(7)」に記載する事項以外に、次の体制を確実にする。
 - i 監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、必要に応じて、取締役会以外の重要会議又は主要会議に出席することができる。
 - iii 監査役は、内部監査人に対し、監査結果の報告を求めることができる。
 - iv 監査役は、会計監査人に対し、法定報告事項以外の報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役、部署長並びに社員から、前記「i～iv」以外の報告を求めることができる。

【運用状況】

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については必要額を予算計上の上、当該費用等が発生した場合、速やかに支払うことにより、監査役の活動が制約なく行われるようにしております。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識するとともに、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な配当を継続して行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき2円50銭とさせていただきます。すでに2024年12月6日に実施済みの中間配当金1株につき9円50銭とあわせて、年間配当金は1株につき12円を予定しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,278,933	流 動 負 債	3,179,704
現金及び預金	1,858,158	支 払 手 形	18,412
受 取 手 形	216,087	電 子 記 録 債 務	685,404
電 子 記 録 債 権	166,200	買 掛 金	281,288
売 掛 金	831,416	短 期 借 入 金	1,300,000
商 品 及 び 製 品	960,321	未 払 金	162,606
仕 掛 品	63,214	未 払 費 用	160,005
未 成 工 事 支 出 金	4,169	未 払 法 人 税 等	137,539
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	157,744	未 払 消 費 税 等	74,710
前 払 費 用	13,297	前 受 金	174,286
そ の 他	8,686	預 り 金	9,544
貸 倒 引 当 金	△364	賞 与 引 当 金	175,906
固 定 資 産	11,391,518	固 定 負 債	576,312
有 形 固 定 資 産	10,270,208	退 職 給 付 引 当 金	170,811
建 物	730,867	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	315,819
構 築 物	21,008	そ の 他	89,682
機 械 及 び 装 置	199,400	負 債 合 計	3,756,016
車 両 運 搬 具	3,125	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	116,037	株 主 資 本	11,433,882
土 地	9,106,384	資 本 金	2,144,134
建 設 仮 勘 定	93,384	資 本 剰 余 金	2,967,191
無 形 固 定 資 産	31,798	資 本 準 備 金	2,967,134
ソ フ ト ウ ェ ア	31,645	そ の 他 資 本 剰 余 金	57
電 話 加 入 権	153	利 益 剰 余 金	6,423,511
投 資 そ の 他 の 資 産	1,089,511	利 益 準 備 金	110,163
投 資 有 価 証 券	874,527	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,313,348
出 資 金	40,164	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	14,370
長 期 貸 付 金	300	別 途 積 立 金	2,050,000
破 産 更 生 債 権 等	1,210	繰 越 利 益 剰 余 金	4,248,977
長 期 前 払 費 用	4,052	自 己 株 式	△100,954
繰 延 税 金 資 産	3,159	評 価 ・ 換 算 差 額 等	480,551
貸 倒 引 当 金	△1,210	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	480,551
そ の 他	167,307	純 資 産 合 計	11,914,434
資 産 合 計	15,670,451	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,670,451

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,815,170
売 上 原 価		5,026,108
売 上 総 利 益		1,789,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,603,382
営 業 利 益		185,679
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	26,219	
そ の 他 営 業 外 収 益	286,903	313,122
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,744	
そ の 他 営 業 外 費 用	35,588	43,333
経 常 利 益		455,468
特 別 損 失		
減 損 損 失	244,922	244,922
税 引 前 当 期 純 利 益		210,545
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,518	
法 人 税 等 調 整 額	△46,389	89,129
当 期 純 利 益		121,416

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
						固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2024 年 4 月 1 日 期 首 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	15,193	2,050,000	4,213,515	6,388,872
当 期 変 動 額									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△822		822	-
剰 余 金 の 配 当								△86,777	△86,777
当 期 純 利 益								121,416	121,416
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△822	-	35,461	34,639
2025 年 3 月 31 日 期 末 残 高	2,144,134	2,967,134	57	2,967,191	110,163	14,370	2,050,000	4,248,977	6,423,511

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 期 首 残 高	△53,434	11,446,763	444,920	444,920	11,891,683
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-			-
剰 余 金 の 配 当		△86,777			△86,777
当 期 純 利 益		121,416			121,416
自 己 株 式 の 取 得	△47,520	△47,520			△47,520
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			35,631	35,631	35,631
当 期 変 動 額 合 計	△47,520	△12,881	35,631	35,631	22,750
2025年3月31日 期 末 残 高	△100,954	11,433,882	480,551	480,551	11,914,434

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、車両運搬具については定率法）を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

機械及び装置 9年～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

当社は、主に粘土瓦（製品）の製造及び販売、並びにその関係部材（商品）の販売を行っております。これらの販売については、顧客に製品及び商品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

② 工事契約

当社は、屋根工事等の請負工事契約を顧客と締結しています。

契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約であることから、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	10,302,007千円
減損損失	244,922千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っており、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行っております。

資産グルーピングごとに、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、使用目的の変更等の意思決定があった場合、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みである場合、時価の著しい下落があった場合等には、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。当事業年度において、陶板事業につき当初予定していた計画との乖離が発生したため減損の兆候を識別し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された事業計画を基に算定し、主要な仮定として事業計画における売上高及び営業利益の将来予測が含まれております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	3,159千円
繰延税金負債と相殺前の金額	204,141千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

見積りの主要な仮定は、将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を基に見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	174,024千円
機械及び装置	86,256
土地	1,337,238
計	1,597,518

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,100,000千円
計	1,100,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,650,108千円

3. 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高 16,372千円

【損益計算書に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「収益認識に関する注記」に記載しております。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社工場（愛知県半田市）	陶板壁材生産設備	建物、機械及び装置 等

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っており、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行っております。当事業年度において、陶板事業につき当初予定していた計画との乖離が発生したため減損の兆候を識別し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該資産の帳簿価額244,922千円を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物9,320千円、構築物772千円、機械及び装置234,829千円、工具、器具及び備品0千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、回収可能価額を零として評価しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普 通 株 式 7,767,800株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 244,916株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額（千 円）	1 株当たり配当額 （ 円 ）	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	15,309	2.0	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	71,467	9.5	2024年9月30日	2024年12月6日
計		86,777			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配 当 金 の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	18,807	2.5	2025年3月31日	2025年6月25日

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	53,755千円
役員退職慰労引当金	99,335
退職給付引当金	53,596
投資有価証券評価損	19,069
未払事業税	11,522
減損損失	96,539
未払費用	11,631
その他	5,315
繰延税金資産小計	350,767
評価性引当額	△146,625
繰延税金資産合計	204,141
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△194,400
固定資産圧縮積立金	△6,582
繰延税金負債合計	△200,982
繰延税金資産の純額	3,159

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.56%から31.45%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に屋根材の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引を一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理に係る規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用は、すべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払費用、並びに借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（注2）	834,501	834,501	-
資 産 計	834,501	834,501	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（1）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（貸借対照表計上額 40,026千円）は、「資産（1）投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	834,501	-	-	834,501
資産計	834,501	-	-	834,501

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

特に記載すべき事項はありません。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	売上高
製品	6,103,874
商品	441,101
工事売上	270,195
顧客との契約から生じる収益	6,815,170
その他の収益	-
外部顧客への売上高	6,815,170

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報につきましては、【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)	
	期首残高	期末残高
契約負債	10,078	16,372

(注) 1. 契約負債は貸借対照表上流動負債「前受金」に計上しております。

2. 契約負債は主に屋根工事において顧客から受け取る着手金及び海外売上に係る前受金となります。

3. 当事業年度の契約負債期首残高は、すべて当事業年度の収益として認識されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,583円 76銭
1株当たり当期純利益	16円 01銭

【重要な後発事象に関する注記】

【固定資産の譲渡】

1. 譲渡の理由

経営資源の最適化の観点から、当社の保有する固定資産（土地）の譲渡を決定しました。

なお、本件実施による、当社生産能力への影響はございません。

2. 譲渡資産の内容

資産の内容・所在地	譲渡益	現況
土地：約25,872 m ² 愛知県知多郡阿久比町大字矢高字西の台3番地 の一 部分（阿久比工場敷地内 出荷ヤード未使用部分）	約260百万円	更地 事業用としては未 使用

※ 譲渡価額及び帳簿価額については譲渡先のご意向により公表を控えさせていただきます。

譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額及び譲渡関連諸費用等を控除した金額です。

3. 譲渡先の概要

譲渡先は国内法人ですが、譲渡先のご意向により詳細の公表は控えさせていただきます。当社と当該譲渡先との間には資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

4. 譲渡の日程

（１）取締役会決議日	2024年 11月 12日
（２）契約締結日	2024年 11月 12日
（３）物件引渡日	2025年 7 月末（予定）

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 鶴弥

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 古 蘭 考 晴

代表社員 業務執行社員 公認会計士 大 国 光 大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴弥の2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社 鶴弥 監査役会

常勤 社外監査役 松本 俊介

社外監査役 鶴見 秀夫

監査役 高須 光

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 2円50銭

総額は、18,807,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

株主提案（第2号議案）

第2号議案は、株主様（2名）からのご提案となっております。なお、議案の提案の内容及び理由は、提出されたものを原則として原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主総会における株主提案議案に反対いたします。

第2号議案 剰余金の処分の件

1 提案する議題

剰余金の処分の件

2 提案の内容

第58期の期末剰余金の配当として、1株当たり16円（中間と期末の合計）を配当する。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

総額は剰余金の配当の対象となる株式数に金16円を乗じた金鎖

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の翌営業日

3 提案の理由

当社は、2002年に東京証券取引所に上場を果たしました。その後、1株当たり900円前後の価額で、150万株の公募を行い財務基盤を強化しました。公募後も長期的な経営方針により、瓦業界の需要が減少を続ける環境の中、前々期を除き、着実に利益を積み上げてきました。自己資本は、公募前の7,269百万円が2024年12月末の12,135百万円に増加しました。また、第38期に75億円を超えていた借入金は、13億円にまで減少しました。さらに、今期の土地売却代金を借入金の返済にまわせば、無借金に近づく見込みです。

一方、公募後の株価は、1株当たり830円を最高に低位で推移し、現在は、400円を下回り、東証の問題提起したPBR1倍割れどころか、その1/4の0.25さえ未達です。

会社だけが、裕福になり、株主は見捨てられてきました。

株価が適正に評価されない要因の一つに配当があると考えられます。

公募当時の15円であった1株当たりの配当が、直近では、2022年は10円、2023年は4円、2024年は5円でした。なお、2025年の配当見込みは14円です。

会社の利益に従って、配当を決めるという配当性向に対して、会社の資産に従って

配当を決めるというDOE（自己資本配当率）があります。

配当性向を目安にすると、純利益は、年度による変動が大きく、配当金額が安定しません。一方、DOEの元となる株主資本は、株主が出資した資本にこれまで蓄積した利益剰余金を加えたストックであるため、変動が少なく、より安定的に還元することができます。

昨年来、中部企業では、日本特殊陶業(DOE 4%を下限)、中部鋼板(DOE 3.5%をメド)、中部飼料(DOE 3%を安定的に上回ることを目標)などとした割安な株価を改善する資本政策が広がってきました。中部企業の自己資本比率の高さがこれを可能にしています。当社の自己資本比率も75%と高く、このような割安な株価を改善する資本政策の実行が十分に可能ですし、当社はこのような資本政策を実行しなければならない状況にあります。

今回、ご提案させていただく年間配当1株あたり16円は、DOE 1%にほぼ該当します。当社の利益率は、日本特殊陶業などの超優良企業には、かないません。従って、長期的にみた当社の利益水準から年間配当は、DOE 1%を下限とすることを提案いたします。定期預金の金利が1%に近づいてきた環境で、DOE 1%は、最低限の目標値といえます。決して高い要求ではないことをご理解ください。

この配当政策により配当が安定します。その結果、株価が見直されると考えています。このことも株主還元に寄与します。

以上です。

○当社取締役会の意見

当社取締役会は、第2号議案に反対いたします。

当社はかねてより、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を、継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を、慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識しております。

また、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な配当を継続的に行うことを当社の利益配分の基本的な考え方としております。

この基本方針を元に、当事業年度の業績および財務状況から総合的に判断して、当期末配当を決定しております。

当社の主要な事業である粘土瓦製造販売業では、収入に季節変動や手形慣習があり、また非定常的な設備メンテナンス等に備えるため、適切に当座資金を確保しておく必要があり、現状の手元現預金に必要以上の余資はないと考えております。

以上のことから、配当につきましては、基本的に当期の利益状況をベースとした利益剰余金を原資として配当を行ってまいります。このため、2025年4月30日発表の

2025年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載のとおり、当事業年度においては、当期純利益121百万円（1株当たり当期純利益16.01円）を原資として、年間12円の配当（配当性向74.9%）とさせて頂く予定です。

なお、当事業年度の年間配当金を1株当たり16円とした場合、配当性向は99.9%となります。

以上より、今回の本株主提案は、当社の株主還元方針および今後の資金の活用方針と合致しておらず、当社のさらなる中長期的な企業価値向上に寄与するとは考えにくいと判断するものであります。

また、株主還元の指標である純資産配当率（D O E）につきましては、決算短信〔日本基準〕（非連結）表紙の2．配当の状況に記載のとおりでございます。

当社は、主要な事業の特性上、財務諸表上の固定資産（特に土地）の占める割合が高く、また鋼材（設備資材）や人件費の高騰によって今後の設備の更新や新工場の建設等に必要な資金が増加傾向にあることから、現時点で当期の利益状況をベースとした利益剰余金を原資として配当を行う方針に変更ございません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市州の崎町2番地12

当社本社4階ホール

電話(0569)29-7311(代表)



交通 電車：JR亀崎駅より徒歩約20分です。

お車：知多半島道路阿久比ICより約7kmです。

当会場の駐車場をご利用ください。

